

○上越教育大学学生転専修（転専攻）・コース取扱細則

（平成19年3月22日細則第14号）

最終改正 平成28年7月20日細則第17号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、上越教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）に所属した学生の転専修・コース及び上越教育大学大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）に所属した学生の転専攻・コースの取扱いに関し必要な事項を定める。

第2章 学部の転専修・コース

（対象年次）

第2条 学部の専修・コース（専攻する科目群を含む。以下同じ。）に所属する学生が転専修・コースの希望を申し出ることのできる年次は、第2年次以降の学生とする。

（申出）

第3条 希望する学生は、対象年次の後期において別に定める期日までにクラス担当教員の承認を得て、別記第1号様式の専修・コース変更願を教育支援課に提出しなければならない。

（受入れ）

第4条 転専修・コースを申し出た学生を受け入れる専修・コース（以下「受入専修・コース」という。）は、上越教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第70号）第3条第2項に規定する標準の学生数に満たない専修・コースとする。ただし、学長が転専修・コースを希望する学生に真にやむを得ない理由があると判断した場合は、転専修・コースを認めることができるものとする。

（選考）

第5条 転専修・コースを申し出た学生の選考については、試験を課すものとし、その方法は、書類審査及び面接（必要がある場合は、実技検査又は小論文等）により受入専修・コースに係るコース会議が行う。

2 前項の選考を行ったコース長は、その結果について、別記第2号様式の専修・コース変更希望学生の選考結果報告書を学長に提出する。

（決定）

第6条 転専修・コースの決定は、前条の選考の結果に基づき、教授会の議に付し、学長が行う。

（許可時期）

第7条 転専修・コースを許可する時期は、第3年次以降の学年の始めとする。

第3章 大学院の転専攻・コース

（対象年次）

第8条 大学院の専攻・コース（専攻する科目群を含む。以下同じ。）に所属する学生が転専攻・コースの希望を申し出ることのできる年次は、第1年次とする。ただし、教育職員免許取得プログラム受講者（以下「免P受講者」という。）においては、第2年次

にも申し出ることができるものとする。

(申出)

第9条 希望する学生は、対象年次の前期又は後期において別に定める期日までに専門セミナー担当教員の承認を得て、別記第3号様式の専攻・コース変更願を教育支援課に提出しなければならない。

(受入れ)

第10条 転専攻・コースを申し出た学生を受け入れる専攻・コース（以下「受入専攻・コース」という。）は、上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第3条第2項に規定する学生数に満たない専攻・コースとする。ただし、学長が転専攻・コースを希望する学生に真にやむを得ない理由があると判断した場合は、転専攻・コースを認めることができるものとする。

(選考)

第11条 転専攻・コースを申し出た学生の選考については、試験を課すものとし、その方法は、書類審査及び面接（必要がある場合は、実技検査又は小論文等）により受入専攻・コースに係るコース会議が行う。

2 前項の選考を行ったコース長は、その結果について、別記第4号様式の専攻・コース変更希望学生の選考結果報告書を学長に提出する。

(決定)

第12条 転専攻・コースの決定は、前項の選考の結果に基づき、教授会の議に付し、学長が行う。

(許可時期)

第13条 転専攻・コースを許可する時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1年次の前期に申し出たときは、第1年次の後期とする。

(2) 第1年次の後期に申し出たときは、第2年次の学年の始めとする。

(3) 免P受講者で、第2年次の前期に申し出たときは、第2年次の後期とし、第2年次の後期に申し出たときは、第3年次の学年の始めとする。

第4章 授業科目履修上の取扱い

(転専修（転専攻）・コース後の履修)

第14条 転専修（転専攻）・コースを許可された学生は、その履修状況に応じて新たに所属する専修（専攻）・コース（以下「受入専修（専攻）・コース」という。）の授業科目を履修しなければならない。

(転専修（転専攻）・コース前の修得科目)

第15条 学生は、転専修（転専攻）・コース前に修得した学部又は大学院授業科目のうち、次の各号に掲げる授業科目については、受入専修（専攻）・コースの当該授業科目を履修するものとする。

(1) 学部 ブリッジ科目「ブリッジ科目Ⅱ」並びに専門科目「専門科目」、「専門セミナー」及び「実践セミナー」の各授業科目

(2) 大学院 共通科目「実践場面分析演習」及び専攻科目「専門セミナー」の各授業科目

2 前項の規定にかかわらず、転専修（転専攻）・コース前に修得した学部又は大学院授

業科目のうち、次の各号に掲げる授業科目については、受入専修（専攻）・コースの卒業要件（修了要件）上において整合が図られると当該コース会議が審査し、教務委員会が認定した場合に限り、受入専修（専攻）・コースで開設している授業科目を修得したものと読み替えることができる。

(1) 学部 専門科目「専門セミナー」及び「実践セミナー」の各授業科目

(2) 大学院 共通科目「実践場面分析演習」及び専攻科目「専門セミナー」の各授業科目

第5章 その他

(指導・助言)

第16条 受入専修（専攻）・コースの教員は、希望する学生の相談に応じ、必要な指導・助言を行うものとする。

(その他)

第17条 この細則に定めるもののほか、学生の転専修（転専攻）・コースに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

2 上越教育大学学校教育学部学生転専修・コース申合せ（平成16年4月1日教授会）は、廃止する。

附 則（平成20年細則第12号（平成20年3月21日））

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第8号（平成25年3月22日））

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第8号（平成27年3月20日））

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第17号（平成28年7月20日））

1 この細則は、平成28年7月20日から施行する。

2 上越教育大学学生の転専修（転専攻）・コースの履修上に係る申合せ（平成20年2月27日学長裁定）は、廃止する。

別記第1号様式（第3条関係）

専修・コース変更願

年 月 日

上越教育大学長 殿

学校教育学部初等教育教員養成課程
専修 コース

学籍番号

氏 名

下記により専修・コースを変更したいので、許可くださるようお願いします。

記

専修・コース名	専修 コース
変更希望理由 (具体的に記入すること。)	

クラス担当教員	
---------	--

(注) クラス担当教員氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第2号様式（第5条関係）

専修・コース変更希望学生の選考結果報告書

年 月 日

上越教育大学長 殿

コース長

氏名

転専修・コースについて、下記のとおり選考しましたので報告します。

記

変更希望学生名	
選 考 日	
選 考 方 法	
選 考 結 果	
特 記 事 項	

(注) コース長氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第3号様式（第9条関係）

専攻・コース変更願

年 月 日

上越教育大学長 殿

大学院学校教育研究科
専攻 コース

学籍番号

氏 名

下記により専攻・コースを変更したいので、許可くださるようお願いします。

記

転専攻・コース名	専攻 コース
変更希望理由 (具体的に記入すること。)	
変更後の研究テーマ	

専門セミナー担当教員	
------------	--

(注) 専門セミナー担当教員氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第4号様式（第10条関係）

専攻・コース変更希望学生の選考結果報告書

年 月 日

上越教育大学長 殿

コース長

氏名

転専攻・コースについて、下記のとおり選考しましたので報告します。

記

変更希望学生名	
選 考 日	
選 考 方 法	
選 考 結 果	
特 記 事 項	

（注）コース長氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。